会員規約

- 第1条 本書は、当ジム会員(以下、甲とする)とC2M muay thai gym(以下、乙とする)】との間に交わされた規約である。
- 第2条 甲と乙の規約を遵守しなければならない。規約は乙の判断で随時改訂することができる。
- 第3条 甲は乙へ入会するにあたり、入会金を支払う。(尚一度支払った入会金は返金できない)
- 第4条 甲は乙を利用するにあたり、乙の定める方法で受講料を支払う。受講料が未払いの場合は、甲は乙を利用することができない。
- 第5条 甲は、乙が定める曜日と時間帯に施設を利用できるものとする。
- 第6条 甲は、会員権を第三者に貸与・譲渡することはできない。
- 第7条 甲は以下の行為を行った場合に、乙の判断により乙の施設から退会となる。
 - ①甲が乙の会則を守らなかったとき。
 - ②甲が入会申込みの際の申告事項に虚偽の記載があったとき。
 - ③甲が乙の名誉を傷つけたとき。
 - ④甲が乙の施設に相応しくなかったとき。
 - ⑤甲がジム内で乙の従業員の指示に従わなかったとき。
- 第8条 甲が乙で練習するに当たり、混み合っている場合は、1人当たりトレーナーとのミット打ちの練習を3ラウンドまでに制限する。
- 第9条 甲が退会を希望する場合は、乙が定める以下の手続きを完了させなければならない。退会手続きは退会希望の前月10日 (10日が休館日の場合は前営業日) までに乙の受付にて行うのみで電話での退会は受け付けていない。尚、休会は認めていない。
- 第10条 甲が乙の所有する器物および施設に対して、故意に損傷を与えてはならない。もし損傷を与えた場合は、甲は乙の請求する損害 賠償を受け入れなくてはならない。
- 第11条 乙に関する施設、乙に関する行事、練習及び試合で起きた事故や怪我について、甲は乙に対して一切の保証を請求しないものとする。
- 第12条 ジム運営上の安全面の観点から甲または甲の家族は、会員同士でスパーリングもしくはそれに準ずる乙が危険とみなす練習を一切禁止とする。ただし、乙の施設内でスパーリングもしくはそれに準ずる練習は乙のトレーナーとのみ許可する。前第11条にも記載している通り一切の保証を請求しないものとし、乙が禁止しているにもかかわらず行った場合は、甲は乙の円滑なジム運営を阻害したということで乙から損害賠償を請求される旨を了承する。
- 第13条 乙に関する施設で盗難等があった場合、甲は乙に対して一切の保証を請求しないものとする。
- 第14条 甲の転居等、入会申し込み時に申請した内容に変更が生じた場合、甲は乙に対して速やかに届け出なくてはならない。
- 第15条 乙は、次の理由により施設を休業・閉鎖することがある。
 - ①天変地異等の不時の災害その他により、開場が適切でないと判断したとき。
 - ②施設の点検、補修または改修をするとき。
 - ③行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき。
 - ④乙のトレーナーが帰国等、その他休業を必要と認めるとき。
- 第16条 甲から収集した個人情報は、厳重に管理し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等に対して、適切な予防並 びに是正措置を講じる。
- 第17条 当ジムのトレーナー、トレーナーの友人を引き抜くことを禁止する。また、当ジム関係者に人材の紹介を求めることも禁止する。
- 第18条 当ジムのトレーナーと練習以外において、交流を行わないこと。
- 第19条 甲は入会申込みにおいて、この規約に同意したものとする。

甲:本人署名

上記の者、乙への入会を認める。

※甲が18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要である。

保護者署名

乙: C2M muay thai gym 〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋2-10-29